

西区区政会議の運営状況の公表

令和6年10月1日から令和7年9月30日までの期間（以下「対象期間」という）に係る西区区政会議の運営状況について、区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（平成25年大阪市条例第53号。以下「条例」という。）第11条第2項及び、区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則（平成25年大阪市規則第146号）。以下「規則」という。）第5条第1項に基づき、次のとおり公表する。

令和7年11月28日

大阪市西区長 三村 浩也

規則第5条第1項第1号関係

（1）対象期間において委員であった者の氏名及び委員であった期間

氏名	選定事由等	対象期間における委員の期間
江戸 実	九条北地域活動協議会	令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
大藤 有賀	公募委員	令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
大林 成嘉	堀江地域活動協議会	令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
唐木 南智子	日吉地域活動協議会	令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
川野 英二	有識者	令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
岸本 結花	公募委員	令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
北田 美和子	公募委員	令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
木下 幹夫	千代崎地域振興会	令和6年10月1日から令和7年5月31日まで
阪口 元樹	広教地域活動協議会	令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
山東 明	（一財）西六福社会館	令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
信達 和典	公募委員	令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
杉本 陽子	九条南地域活動協議会	令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
竹下 政稔	九条東地域活動協議会	令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
谷井 舞	本田地域活動協議会	令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
丹下 理沙	公募委員	令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
鶴原 正子	江戸堀地域活動協議会	令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
名村 奈美子	公募委員	令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
長谷 奈津見	公募委員	令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
秦 喜代子	靱地域活動協議会	令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
畠山 力	公募委員	令和6年10月1日から令和7年5月31日まで
藤枝 寛示	公募委員	令和6年10月1日から令和7年5月31日まで
伏見 祐子	西船場地域活動協議会	令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
宮地 秀和	高台地域活動協議会	令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
山内 憲之	公募委員	令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
吉田 淳三郎	明治地域活動協議会	令和6年10月1日から令和7年9月30日まで

規則第 5 条第 1 項第 2 号、第 3 号関係

(2) 区政会議の開催の日時、場所及び委員に意見を求めた事項

令和 6 年度第 2 回西区区政会議開催概要

開催日時	場所	委員に意見を求めた事項	条例上の根拠規定
令和 6 年 11 月 7 日（木） 午後 7 時～午後 9 時	西区役所 4 階 402 会議室ほか	・ 令和 7 年度西区運営方針策定について ・ 令和 7 年度西区予算編成について	条例第 5 条第 1 項

令和 6 年度第 3 回西区区政会議開催概要

開催日時	場所	委員に意見を求めた事項	条例上の根拠規定
令和 7 年 1 月 30 日（木） 午後 7 時～午後 9 時	西区役所 4 階 402 会議室ほか	・ 令和 7 年度運営方針（案）・予算（案） について	条例第 5 条第 1 項

令和 7 年度第 1 回西区区政会議開催概要

開催日時	場所	委員に意見を求めた事項	条例上の根拠規定
令和 7 年 6 月 19 日（木） 午後 6 時～午後 7 時 30 分	西区役所 4 階 402 会議室ほか	・ 令和 6 年度区政運営への評価について ・ 西区内の防災の取組みについて	条例第 5 条第 1 項

規則第 5 条第 1 項第 4 号関係

(3) 条例第 9 条第 1 項に基づき区長が講じた措置の内容

令和 6 年度第 2 回西区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
・ 子育て、教育、防災について、子どもの声を反映できる仕組みをつくりたい。 ・ 不登校の生徒の居場所について、区役所としても注力して取り組んでほしい。	・ 西区将来ビジョンにおいて、まずは「子どもを育てる保護者が安心して育てられる状態」をめざし、保護者を通して子どもの視点からの課題把握に努めている。 ・ 中学校内に不登校生徒のための新たな居場所をモデル設置し、保護者の孤立化防止及び地域住民の理解のための講演会等を開催。 (令和 6 年度実施)	条例第 9 条第 1 項
・ ICT を活用した区行政の推進のため、西区ホームページバナー等で「大阪市行政オンラインシステム」へ誘導してはどうか。	・ 西区ホームページのトップページの大バナーに、「行政オンラインシステム」の利用促進を図る内容を掲載（大バナーは適宜更新）。 (令和 6 年度実施)	条例第 9 条第 1 項

規則第 5 条第 1 項第 5 号関係

(4) 条例第 10 条第 1 項の決議がされた場合にあっては、当該決議があった日及び当該決議の内容並びに当該決議に関し区長が講じた措置の内容若しくは進捗状況又は当該決議に関し措置を講じないこととした理由

該当なし

規則第 5 条第 1 項第 6 号関係

(5) 条例第 12 条第 1 項の規定による定めに基づき、区長が区政会議の部会を開催した場合にあっては、部会の名称、開催の日時及び場所、出席した委員の氏名並びに当該部会において委員に意見を求めた事項

該当なし